

- 制限外積載許可と特殊車両通行許可が必要となる高さに関する規定は同じ。(3.8m。高さ指定道路は4.1m。)
  - 警察庁は、令和6年5月13日付けで警視庁及び各道府県警察本部に対して、制限外積載許可申請手続の簡素合理化に取り組むよう事務連絡文書を発出。
- ⇒ 高さの制限のみが超えることによる制限外積載許可申請があった場合で、**特殊車両通行許可又は車両の通行可能経路に係る回答を先に受けている場合は、許可事務を迅速かつ柔軟に行う。**

申請		制限外積載許可申請 (高さのみ) + 特殊車両通行許可証の写し等※1	制限外積載許可申請 (通常)
審査項目	高さの観点※2	<b>審査不要</b>	審査
	それ以外 (車両の構造等)	審査	審査
審査期間		(審査項目の整理により) 許可証交付までの期間を <b>可能な限り短縮</b>	標準処理期間 5日
許可期間		一定条件※3の下、 <b>特殊車両通行許可の期間と同一とすることを妨げない</b>	原則として 1年以内
その他		添付されている特殊車両通行許可証の写し等で <b>確認可能な内容を疎明するための資料を重ねて求めない</b>	-

※1: 「特殊車両通行許可証の写し」又は「登録車両の通行に関する回答書の写し」

※2: 運転経路中の道路法に規定する道路に高さ起因した運搬に障害となるもの(高さ制限の行われているガード、トンネルその他の工作物)が存在しないこと

※3: 同一運転者による定型的に反復、継続して行われる運転行為に係る制限外積載許可であり、交通管理上支障がないとき

## <主な留意事項>

- 上記は道路法に規定する道路が対象のため、**道路法の対象とならない道路(港湾道路や農道等)は、従来どおりの審査**を行う。
- 特殊車両通行許可証の写し等の**添付がない場合、従来どおりの審査**を行う。
- **特殊車両通行許可等の事前取得や特殊車両通行許可証の写し等の添付がなければ、制限外積載許可申請を行うことができない**といった誤解を申請者に与えることのないよう留意する。